

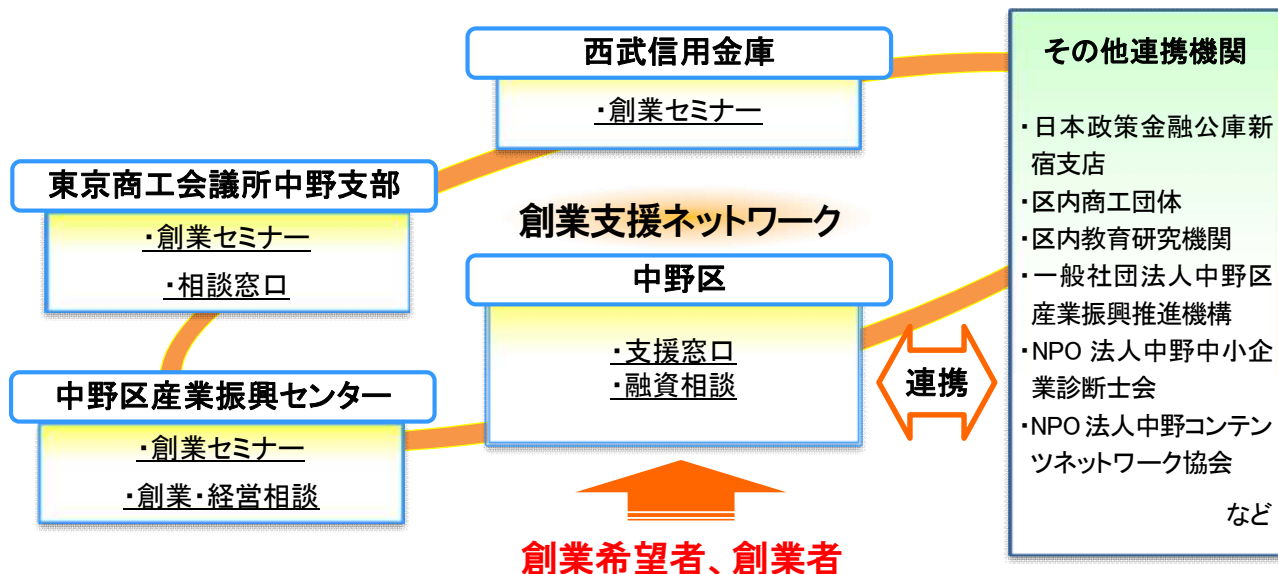
中野区認定特定創業支援等事業のご案内

2021年
4月現在

中野区は、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画について国の認定を受けています。区は、地域の産業団体等との連携により創業支援ネットワークを構成し、区内での新事業の創出や創業者の定着と発展を支援していきます。

中野区の認定創業支援等事業計画の概要

下線: 中野区認定特定創業支援等事業



中野区認定特定創業支援等事業による支援を受けたことによる優遇措置

中野区認定特定創業支援等事業による支援を受けることにより、以下の優遇措置を受けられる場合があります。優遇措置を受けるためには、中野区認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについて、中野区長の証明が必要です。詳しくは2～3ページ「証明書の交付についてのご案内」をご覧ください。

優遇措置の内容	対象者	お問い合わせ
【会社設立時の登記にかかる登録免許税の軽減】 株式会社又は合同会社: 資本金の0.7%→0.35% (例)株式会社の最低税額 15万円→7.5万円 (例)合同会社の最低税額 6万円→3万円 合名会社又は合資会社: 1件につき6万円→3万円	・事業を営んでいない個人又は事業を開始した日以後5年を経過していない個人の方で、中野区内で会社を設立する予定の方 ※既に会社を設立した方が組織変更を行う場合は対象外	東京法務局中野出張所 電話:03-3389-3379 ※証明書原本が必要
【無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の特例】 事業開始の6か月前から利用可能	・事業を営んでいない個人の方 ・新たに会社を設立して創業しようとする方	東京信用保証協会新宿支店 電話:03-3344-2251 ※証明書(写し)が必要
【日本政策金融公庫「新創業融資制度」の自己資金要件の充足】 「自己資金に関し、創業資金総額の1/10以上を有すること」という要件を満たしたものとみなす	・中野区内で新たに事業開始予定、又は中野区内で事業開始後に税務申告を2期終えていない方	日本政策金融公庫新宿支店 国民生活事業 電話:03-3342-4171 ※証明書(写し)が必要
【日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率の引き下げ】 新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能。		
【東京都「創業融資」の創業支援特例の適用】 融資利率を0.4%優遇	・事業を営んでいない個人の方 ・新たに会社を設立して創業しようとする方	東京都産業労働局金融部金融課 電話:03-5320-4877 ※証明書(写し)が必要

証明書の交付についてのご案内

中野区認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについて、中野区長の証明(証明書の交付)を受けたい方は、以下の「証明書の交付要件」を満たした上で、中野区に証明書の交付申請(3ページ参照)を行ってください。

中野区担当/証明申請書等の配布・提出、認定特定創業支援等事業全般についてのお問合せ

中野区 区民部 産業振興課 産業係 (中野区役所 9階 16番窓口)

住所 〒164-8501 中野区中野四丁目 8番 1号

受付 平日 8時30分～17時

電話 03-3228-8729(直通)

電子メール sangyosinko@city.tokyo-nakano.lg.jp



証明書の交付要件 (証明申請ができる方)

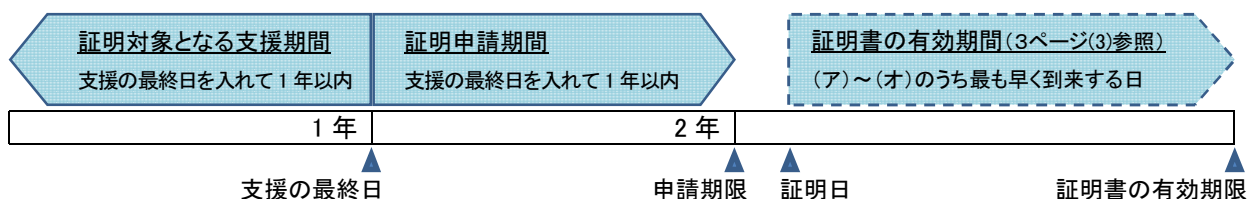
証明申請の時点において、以下のすべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 産業競争力強化法第2条第24項に定める創業者の方
- (2) 中野区認定特定創業支援等事業(4ページ参照)による支援を、4回以上、かつ、原則1か月以上1年以内の期間、継続的に受けていること※別種の事業を組み合わせると4回でも可
- (3) 中野区認定特定創業支援等事業による支援を受けることによって、経営、財務、人材育成、販路開拓に係る知識をすべて得ることができていること
- (4) 中野区認定特定創業支援等事業による支援を受けた最終日から1年以内であること
- (5) 創業予定の事業等が公の秩序又は風俗を害するおそれがないものであること
- (6) 中野区暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと

産業競争力強化法第2条第24項に定める創業者(証明申請時点)

- ① 事業を営んでいない個人が6か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの、または当該事業の開始後5年未満のもの
- ② 事業を営んでいない個人が6か月以内に会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの、または当該新会社の設立後5年未満のもの
- ③ 会社(中小企業者に限る)がその事業の全部又は一部を継続しつつ、新会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの、または当該新会社の設立後5年未満のもの

【認定特定創業支援等事業を受けてから、証明申請までの期限及び証明書の有効期間】



優遇措置を受けるまでの流れ

(1) 中野区認定特定創業支援等事業による支援を受ける

- 募集期間や募集要件、申込方法については、各創業支援事業者へお問合せください(4ページ参照)。
- 認定特定創業支援等事業による支援を受ける際、証明書の交付に必要な情報(氏名、住所、電話番号、支援内容等)が当該創業支援等事業者の備える名簿や受講カードなどへ登録されますのでご了承ください。
- 複数の認定特定創業支援等事業を組み合わせることも含め、証明書の交付要件を満たす場合は、支援の途中であっても証明申請を行うことができます。

申請書はここから
入手できます⇒



(2) 中野区に証明書の交付申請を行う

【申請に必要な書類】

- ア. 「認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する申請書(第1号様式。以下「証明申請書」といいます。)」を必要な証明書の部数
 - イ. 「認定特定創業支援等事業に係る個人情報の提供等に関する同意書(第2号様式)」を1部
 - ウ. 認定特定創業支援等事業の主催者が発行する修了証等をお持ちなら、その写しを1部(メール時はPDF)
- ※ア及びイ(記載例含む)は中野区HPでダウンロードできるほか、中野区担当窓口(2ページ上部参照)で配布しています。

【中野区に申請】

HPの記入例を参考にして上記書類を記入後、中野区担当(2ページ参照)まで郵送又は持参、メールのいずれかにてご提出ください。申請期限は、証明申請書の「1 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間」欄に記載する事業のうち、最も新しい支援実施の日付から起算して1年以内です。

※やむを得ないと認められる場合を除き、原則、証明書の再交付は行いません。優遇措置(1ページ参照)を複数受ける予定の方は、交付を希望する枚数分の証明申請書が必要です(提出先によっては写し可の場合があります)。証明申請書の記入はコピーでも構いません。

※証明書は即日発行ではありませんので、日程に余裕(一週間程度)を持って申請してください。

【証明書の交付】

証明申請書の記載内容を審査し、要件に該当する場合に限り、「認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書」(第1号様式の下部分に中野区が必要事項を記載、押印した書類)を、窓口受取または郵送にて申請者に交付します。

(3) 優遇措置を受ける

各制度の担当窓口にて証明書を提出し、認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを伝えることにより、各種優遇措置(1ページ参照)を受けられる場合があります。また、証明書のご利用にあたっては以下の点にご注意ください。

■ 証明書の有効期間は、証明の日から次のア. からオ. に掲げる日のうち最も早く到来する日までです。

- ア. 認定創業支援等事業計画の計画期間終了日(中野区は2024年3月31日)
- イ. 租税特別措置法第80条第2項に規定する期間の最終日(現行法では2022年3月31日)
- ウ. 個人の開業日から5年を経過する日の前日
- エ. 会社の設立日から5年を経過する日の前日
- オ. 証明の日から1年を経過する日の前日

■ 証明書の有効期間にかかわらず、以下の場合は優遇措置が適用されません。

- ・産業競争力強化法など関係法令の改廃等により優遇措置が廃止された場合
- ・申請者が産業競争力強化法で定める創業者に該当しなくなった場合
- ・優遇措置の元となる制度の利用要件を満たさない場合(利用可否は当該制度の取扱窓口にお問合せください)

2021年度 中野区認定特定創業支援等事業一覧

2021年
4月現在

※合計4回、支援を受けることで証明書の申請が可能になります。(例中野区の融資相談2回、中野区産業振興センターの創業セミナー2回など)

創業支援等事業者	支援事業名(担当窓口)	内容
中野区	融資相談 (中野区産業振興センター 融資受付窓口 電話 03-3380-6947)	【概要】中野区産業経済融資のあつ旋を希望する方に、商工相談員による事前相談を行っています。 【予約受付】平日 9時～16時30分(12時～13時を除く) 【相談時間】平日 13時～17時 【場所】中野区産業振興センター2階 【対象】中野区産業経済融資の活用を希望する区内創業者及び区内事業者
	日本政策金融公庫による融資相談会 (中野区 区民部産業振興課 産業係 電話 03-3228-8729)	【概要】日本政策金融公庫の融資担当者と融資について相談できます。また、事業承継や創業、コロナ下での資金調達など、会社経営に関わるお金の相談にも対応します。※申込方法は中野区 HP やチラシをご覧ください 【会場】中野区産業振興センター1階 【対象】区内で事業をされている方、区内で創業予定の方
	創業セミナー 「なかのビジネス創造塾」 「経営者の経営力アップ講座」 (中野区産業振興センター 代表 電話 03-3380-6946)	【概要】創業・事業拡大を支援するためのセミナーを行います。 【会場】中野区産業振興センター・オンライン動画配信等 【対象】創業・事業拡大等を希望する方 ※開催日時、内容等の詳細は、中野区産業振興センターHP、チラシをご確認ください。
	創業・経営相談 (中野区産業振興センター 融資受付窓口 電話 03-3380-6947)	【概要】商工相談員による創業や経営に関する個別相談を行っています。 【予約受付】平日 9時～16時30分(12時～13時を除く) 【相談時間】平日 13時～17時 【場所】中野区産業振興センター2階 【対象】区内創業者(予定者含む)及び区内事業者
東京商工会議所 中野支部	創業セミナー 「中野de創業塾」 (東京商工会議所中野支部 電話 03-3383-3351)	【概要】創業に必要な知識を得るための4回連続セミナーを2コース行います。 【開催日】2021年9月、2022年2月頃の平日夜間(予定) 【会場】中野区産業振興センター内会議室等 【対象】東京商工会議所の会員以外の方も参加可 ※詳細は、東京商工会議所中野支部HP、チラシをご確認ください。
	相談窓口 (東京商工会議所中野支部 電話 03-3383-3351)	【概要】商工会議所の経営指導員による経営相談、税務、法律、金融に関する専門相談を行っています。 【予約受付】平日 9時30分～17時00分 ※新型コロナウイルス感染状況や、緊急事態宣言発令期間等によって、変更となる可能性があります。 【相談時間】相談内容により、実施時間、曜日が異なりますので、東京商工会議所中野支部HP、又は電話でお問合せください。 【会場】中野区産業振興センター内 【対象】東京商工会議所の会員以外の方も利用可
西武 信用金庫	創業セミナー (西武信用金庫法人推進部 電話 03-3384-6631)	【概要】創業に必要な知識を身につけるための4回程度の連続セミナーを実施します。 【開催日】2022年2月の毎週土曜日(10時～15時) 【会場】中野区役所(予定) 【対象】中野区又は杉並区内で創業を考えている方、創業して間もない方 ※詳細は、12月頃の西武信用金庫HP、チラシをご確認ください。

※各事業の詳細、申込方法等については、各創業支援等事業者へお問合せください。

※証明申請書等の配布・提出、認定特定創業支援等事業全般については、中野区 区民部 産業振興課 産業係 (電話 03-3228-8729、中野区役所 9階 16番窓口) へお問合せください。